

【生命保険契約等の年金の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、居住者に支払う法第225条第1項第4号に規定する給付及び非居住者に支払う法第161条第1項第14号に規定する給付（令第287条に規定する生命保険契約等に基づくものに限る。）のうち年金並びに非居住者に支払う法第209条第2号に掲げる年金について使用することとし、これらの年金が第86条第2項に規定する相続等生命保険年金（以下この表において「相続等生命保険年金」という。）である場合には、その契約ごとに作成すること。
- この支払調書を、相続等生命保険年金以外の年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。
 - 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（3(1)において「個人番号」という。）を記載すること。
 - 「年金の種類」の欄には、終身年金、有期年金等の種類を記載すること。
 - 「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - 「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第326条第3項第1号の規定により計算した金額を記載すること。
 - 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - その年金に係る第86条第1項第3号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。
 - 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- この支払調書を、相続等生命保険年金について提出するときにおける記載の要領は、次による。
 - 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び個人番号を記載すること。
 - 「年金の種類」の欄には、令第185条第1項第1号から第5号までに規定する確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類を記載すること。
 - 「年金の支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - 「年金の支払金額に対応する保険料又は掛金額」の項には、その年金に係る令第326条第3項第1号の規定により計算した金額を記載すること。
 - その年金に係る第86条第1項第3号に掲げる剰余金又は割戻金の額がある場合には、その金額を「年金の支払金額」の欄に外書すること。
 - 「年金の支払開始日」の項には、その年金に係る令第185条第1項第1号に規定する支払開始日を記載すること。
 - 「残存期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第1項第1号イに規定する残存期間年数を記載すること。
 - 「支払開始日年齢」の項には、その年金の支払を受ける者の令第185条第1項第2号から第5号までに規定する支払開始日余命年数に係る第86条第2項第2号に規定する支払開始日年齢を記載すること。
 - 「支払期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第1項第3号又は第5号に規定する支払期間年数を記載すること。
 - 「保証期間年数」の項には、その年金に係る令第185条第1項第4号イ又は第5号イに規定する保証期間年数を記載すること。
 - 「支払総額又は支払総額見込額」の項には、その年金に係る令第185条第1項第1号に規定する支払総額又は同項第2号から第5号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額を記載すること。
 - 「支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合」の項には、その年金に係る令第185条第1項第8号又は第9号に規定する割合を記載すること。
 - 「年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額」の項は、その年金が令第185条第2項の規定の対象となる年金である場合に記載すること。
 - 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。